

徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下「本事業」という。）は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 本事業は、次条に定める対象者が第4条に定める大学等において修学するに当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護の指定を受けている者に限る。以下「事業者」という。）が、当該対象者に対し、大学等の敷地内における身体介護等を提供すること（以下「サービス提供」という。）により行う。
- 2 本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動の支援については本事業の対象外とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に住民票を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、徳島市長（以下「市長」という。）が別に定める場合は、この限りではない。

- (1) 重度訪問介護の対象者
- (2) 大学等に入学後、停学その他の処分を受けていない者
- (3) 適切に単位を修得する等、学修の意欲がある者

(大学等の要件)

第4条 本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）で、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(支給申請)

第5条 本事業に係る給付費（第13条に規定するサービス提供費から第14条に規定する利用者負担額を控除した費用をいい、以下「給付費」という。）の支給決定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援給付費支給（変更）申請書（様式第1号）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大学等に在籍することを証する書類（入学予定の者にあつては、その旨を証する書類）の写し
- (2) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定など活動内容が具体的に分かる書類
- (3) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることが分かる書類
- (4) 週間及び年間における支援の計画が分かる書類

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「支給申請」という。）を受けた場合において、給付費を支給する旨の決定（利用者負担上限月額の決定を含む。以下「支給決定」という。）をしたときは、徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給（変更）決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 市長は、支給申請を受けた場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたときは、徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支給決定をする場合には、1月間において支給する時間数を定めなければならない。
- 4 第1項の規定による支給決定期間は、支給決定を行った日から当該月の属する年度の3月末日までとする。

(支給決定の変更)

第7条 前条の規定は、支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

(届出事項)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨

を市長に届けなければならない。

- (1) 本事業の利用を辞退するとき
- (2) 大学等を卒業し、又は退学したとき
- (3) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (4) 大学等を停学又は休学したとき

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 本事業の利用を辞退したとき
 - (3) 大学等を卒業し、又は退学したとき
 - (4) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
 - (5) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき
 - (6) 前各号に掲げるものの他、市長が本事業の利用を不相当と認めたとき
- 2 前項の規定により支給決定を取り消したときは、市長は徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給取消通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

(サービス提供)

第10条 利用者は、事業者 서비스에依頼するときは、様式第2号を当該事業者に提示し、当該事業者とサービス提供について契約を締結しなければならない。

- 2 前項に基づき利用者と契約を締結した事業者は、市長に対し、徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業契約内容報告書（様式第5号）により遅滞なく報告しなければならない。

(サービス提供事業者)

第11条 前条の規定により利用者と契約を締結した事業者（以下「サービス提供事業者」という。）は、大学等及びその他の関係機関との緊密な連携を図ることにより、適切かつ効果的なサービス提供を行うものとする。

- 2 サービス提供事業者は、利用者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実績報告書（様式第6号）を作成し、これを本事業終了日の属する年度から5年間保管しなければならない。

- 3 サービス提供事業者は、サービス提供の従業者がサービス提供に従事する時間（以下「サービス提供時間」という。）について、労働基準法（昭和

22年法律第49号)等の関連法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

(サービス提供の従事者)

第12条 サービス提供の従事者は、サービス提供事業者には雇用されている者のうち居宅介護又は重度訪問介護に従事している者であって、利用者の生命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2 サービス提供の従事者は、サービス提供を行う際は大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、利用者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中はその業務に専念しなければならない。

4 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障をきたす行為をしてはならない。

(サービス提供費)

第13条 本事業のサービスの提供費は、次に定めるとおりとする。

2 サービス提供時間が年間500時間を超える者については、別表第一に定めるとおりとする。

3 サービス提供時間が年間500時間以内の者については、別表第二に定めるとおりとする。ただし、この場合の上限は年間80万円とする。

4 年間の派遣時間が500時間以内と計画していたが、その年度の途中で500時間を超えた場合は、支給開始日に遡って、別表第一の費用を適用する。

(利用者負担額)

第14条 本事業の利用者負担額は、前条に定めるサービス提供費の額の1割とする。ただし、利用者負担上限月額として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する額を準用する。

(利用者負担額の受領)

第15条 サービス提供事業者は、利用者に対してサービス提供を行ったときは、利用者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 サービス提供事業者は、前項の規定により、利用者から利用者負担額の支払を受けた場合は、当該利用者に対して領収証を交付しなければならない。

(支援給付費の支給)

第16条 市長は、利用者がサービス提供事業者からサービス提供を受けたときは、当該利用者に対して、利用者負担額を除いたサービス提供費を支給するものとする。ただし、当該費用については、利用者に代わり、サービス提供事業者に対して支給することができる。この場合、当該利用者に対してサービス提供費の支給があったものとみなす。

(支払請求)

第17条 利用者が前条の規定により給付費の支給を受けようとするときは、利用者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月の10日までに、様式第6号及び請求書、領収書その他の支払額が分かる書類を徳島市に提出しなければならない。

2 前条ただし書の規定により、サービス提供事業者に給付費を支給する場合は、サービス提供事業者はサービス提供を行った日の属する月の翌月10日までに、様式第6号及び徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業費明細書(様式第7号)、徳島市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業費請求書(様式第8号)を徳島市に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めたときは、請求があった日から30日以内に給付費を支払わなければならない。ただし、当該請求が適切でない場合はこの限りではない。

4 サービス提供事業者は、前条のただし書の規定による支給を受けたときは、利用者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(費用の返還)

第18条 市長は、サービス提供事業者又は利用者が、虚偽その他の不正な手段により給付費の支給を受けた場合は、当該サービス提供事業者又は利用者から給付費に相当する額の全部又は一部を徴収するものとする。

(秘密の保持)

第19条 サービス提供事業者の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 サービス提供事業者は、職員及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(調査等)

第20条 市長は、本事業の実施に関して必要と認められるときは、サービス提供事業者に対して本事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は当該サービス提供事業者に立ち入り、サービス提供の従事者等に対して必要な調査を行うことができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第一（第13条関係）

所要時間	サービス提供費
30分（20分以上45分未満）	1,135円
1時間（45分以上1時間15分未満）	2,270円
1時間30分（1時間15分以上1時間45分未満）	3,405円
2時間（1時間45分以上2時間15分未満）	4,540円
2時間30分（2時間15分以上2時間45分未満）	5,675円
以後、30分ごとに加算	1,135円

別表第二（第13条関係）

所要時間	サービス提供費
30分（20分以上45分未満）	1,960円
1時間（45分以上1時間15分未満）	3,920円
1時間30分（1時間15分以上1時間45分未満）	5,880円
2時間（1時間45分以上2時間15分未満）	7,840円
2時間30分（2時間15分以上2時間45分未満）	9,800円
以後、30分ごとに加算	1,960円